「臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長合同会議」を開催

~「 必ずチェック! 最低賃金 使用者も、 労働者も。 」~



石川労働局(局長 小奈 健男)では、平成 28 年度の石川県最低賃金が時間額表示となった 平成 14 年度以降、過去最高の引上げ額 22 円(引上げ率 2.99%)となり、「時間額 7 5 7 円 (10 月 1 日発効)」になることから、当該最低賃金の官報への決定の公示日である 9 月 1 日 (木)に金沢駅西合同庁舎 6 F 共用第 1 会議室において、石川労働局の幹部のほか、管内の 労働基準監督署長及び公共職業安定所長など 30 名を招集して「臨時労働基準監督署長・公共職業安定所長合同会議」を開催しました。

本会議では、小奈局長からは、この度の石川県 最低賃金の改正決定に伴い、その周知徹底と今後 の監督指導等について強化することを指示しまし た。

県内では、約1割弱の企業で労働者が最低賃金 未満で雇用されているとの監督指導結果を示し、 今回の最低賃金の引上げが政府の強い賃上げ方針 を反映した結果であることや、中小企業の中には、 経営への影響を懸念する声が根深いことを説明し、 「事業主には、最低賃金相談窓口を周知するとと もに、最低賃金を引上げる企業には、業務改善助 成金の拡充やキャリアアップ助成金の支給要件の 緩和といった支援が受けられることについても促 してほしい」旨、呼びかけました。



平成28年10月1日以降、石川県最低賃金「時間額757円」については、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、石川県内の事業場で働くすべての労働者に適用されますので、県内の事業者及び労働者の皆様は、必ずチェックしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、最低賃金に関する情報は、石川労働局ホームページのバナー⇒ からどうぞ!